

港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(その他の子育て世帯分) について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、既に実施済みの「港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」(ひとり親世帯分)(令和3年4月26日保健福祉常任委員会資料No.7)の対象とならない子育て世帯を対象に「港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」(その他の子育て世帯分)の支給を実施します。

1 概要

(1) 給付額

児童一人当たり 50,000円

(2) 支給対象者

ひとり親世帯以外の住民税非課税の子育て世帯

(対象児童数見込) 3,700人

※港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)との重複受給はできません。

制度の詳細は、国が現在検討中です。

(3) 経費見込

206,641千円

(4) 財源

国庫支出金(補助率10/10)

2 今後のスケジュール(予定)

令和3年6月 令和3年第2回港区議会定例会に補正予算案を提出

令和3年6月中旬以降 給付要件を満たす対象者を抽出

※原則、令和4年2月28日までに支給を完了します。